

茨城県新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業（障害福祉サービス等分）にかかる慰労金交付要項

（趣旨）

第1条 茨城県の交付する，新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業（障害福祉サービス等分）にかかる慰労金（以下「慰労金」という。）については，「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（障害分）実施要綱」（令和2年6月25日付け障発0625第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「国の実施要綱」という。），「令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（介護・福祉分）交付要綱」（令和2年6月30日厚生労働省発子0630第2号・厚生労働省発障0630第1号・厚生労働省発老0630第1号厚生労働事務次官通知。）に規定するもののほか，この要項の定めるところによる。

（目的）

第2条 障害福祉サービス施設・事業所等（以下「施設等」という。）に勤務する職員は，感染すると重症化するリスクが高い利用者との接触を伴うこと，継続して提供することが必要な業務であること及び施設等での集団感染の発生状況を踏まえ，相当程度心身に負担がかかる中，強い使命感を持って，業務に従事していることに対し，慰労金を給付する。

（慰労金の給付）

第3条 慰労金は，国の実施要綱3の（4）に基づき，施設等に勤務し，利用者と接する職員に対し給付する。

2 慰労金の金額は，別表のとおりとする。

（慰労金の申請等）

第4条 慰労金の給付を受けようとする場合，原則として，施設等の法人が，職員から委任（様式4）を受けて代理申請・受領を行い，施設等から職員に給付するものとする。職員から委任を受けて代理申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は，あらかじめ指定する期日までに交付申請書，事業所・施設別申請額一覧（様式1），新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（障害分）に関する事業実施計画書（事業所単位）（様式2）及び障害福祉慰労金受給職員表（法人単位）（様式3）を，茨城県国民健康保険団体連合会を通じて，茨城県知事（以下「知事」という。）に提出するものとする。やむを得ない場合には，職員等から茨城県への個別での申請を妨げない。個人で茨城県へ申請する場合は，新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金（障害分）個人用申請書（様式5）を知事に提出するものとする。

（申請の受付開始日及び期限）

第5条 慰労金の申請受付開始日は，令和2年7月29日とし，令和3年1月31日までに申請しなければならない。

（給付の決定）

第6条 知事は、第4条の規定に基づく申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、慰労金の給付を決定するものとし、その決定の内容を交付決定通知書（様式6）により申請者に通知するとともに、慰労金を交付する。

（慰労金の交付）

第7条 慰労金の交付方法は、原則として全額概算払いとする。

（慰労金の給付等に関する周知等）

第8条 知事は、新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業（障害福祉サービス等）の実施に当たり、給付対象者の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による施設等及び職員等への周知を行う。

（申請が行われなかった場合等の取扱い）

第9条 知事が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、施設等の法人又は職員等から第5条に定める申請の期限までに第4条の規定による申請が行われなかった場合は、給付対象者が慰労金の給付を受けることを辞退したものとみなす。

2 知事が第6条の規定による給付の決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、茨城県が確認等に努めたにもかかわらず申請書の補正が行われず、給付対象者の責に帰すべき事由により給付ができなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

（不当利得の返還）

第10条 知事は、慰労金の給付を受けた後に給付対象者の要件に該当しないことが明らかとなった者又は偽りその他不正の手段により慰労金の給付を受けた者に対して、給付を行った慰労金の返還を求める。

（実績報告）

第11条 代理申請・受領を行った申請者等は、給付が完了した日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに実績報告書に添付書類を添えて知事に提出するものとする。実績報告書は第4条に定める申請書及び（様式1）から（様式3）の様式について、「交付申請書」を「実績報告書」と、「事業実施計画書」を「事業実績報告書」と、「申請額」、「所要額」及び「補助予定額」を「支払済額」と読み替えて使用するものとする。

2 第7条の規定により概算払いを受けた申請者は、前項に定める実績報告書に概算払精算書（茨城県財務規則様式第102号）を添付し、精算しなければならない。

（受給権の譲渡又は担保の禁止）

第12条 慰労金の給付を受ける権利は、譲り渡し、または担保に供してはならない。

（その他）

第13条 この要項の実施のために必要な事項は、知事が別に定める。

(別表)

【定額】

- 1 利用者に新型コロナウイルス感染症が発生又は濃厚接触者である利用者に対応した施設等に勤務し、利用者と接する職員
 - ① (訪問系サービス) 実際に新型コロナウイルス感染症患者又は濃厚接触者にサービスを1度でも提供した職員に対して1人200,000円を給付

(その他の施設・事業所) 実際に新型コロナウイルス感染症患者又は濃厚接触者が発生した日(※)以降に当該施設・事業所で勤務した職員に対して1人200,000円を給付

※ 患者については症状が出た日、濃厚接触者については感染者と接触した日
 - ② ①以外の職員に対して1人50,000円を給付

- 2 1以外の施設・事業所に勤務し、利用者と接する職員に対して1人50,000円を給付